

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

改正内容

1 特別区国民健康保険の基準保険料率の改定

（ 1 ）保険料率の改定(第 1 5 条の 4、第 1 5 条の 1 2、第 1 5 条の 1 6、第 1 6 条の 4、第 1 6 条の 5 関係)

医療分保険料（基礎賦課額）	
ア 保険料率	
・ 所得割	旧ただし書き所得の 6.02 / 100 → 旧ただし書き所得の 6.30 / 100 （旧ただし書き所得 = 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等）
・ 均等割	被保険者 1 人につき 30,600 円 → 32,400 円（+1,800 円）
イ 賦課割合	
所得割：均等割	5 6：4 4（変更なし）
ウ 賦課限度額 510,000 円（変更なし）	
後期高齢者支援金等分保険料（後期高齢者支援金等賦課額）	
ア 保険料率	
・ 所得割	旧ただし書き所得の 2.34 / 100 → 旧ただし書き所得の 2.17 / 100
・ 均等割	被保険者 1 人につき 10,800 円（変更なし）
イ 賦課割合	
所得割：均等割	5 7：4 3 → 5 6：4 4
ウ 賦課限度額 140,000 円 → 160,000 円（+20,000 円）	
介護分保険料（介護納付金賦課額）	
ア 保険料率	
・ 所得割	旧ただし書き所得の 1.76 / 100 → 旧ただし書き所得の 1.77 / 100
・ 均等割	被保険者 1 人につき 15,000 円 → 15,300 円（+300 円）
イ 賦課割合	
・ 所得割：均等割	5 0：5 0（変更なし）
ウ 賦課限度額 120,000 円 → 140,000 円（+20,000 円）	

（ 2 ）保険料を軽減する額等の改定（第 1 9 条の 2 関係）

軽減額の改定				
医療分				
ア	7 割減額	被保険者 1 人につき	21,420 円	→ 22,680 円 (+1,260 円)
イ	5 割減額	被保険者 1 人につき	15,300 円	→ 16,200 円 (+900 円)
ウ	2 割減額	被保険者 1 人につき	6,120 円	→ 6,480 円 (+360 円)
後期高齢者支援金等分				
ア	7 割減額	被保険者 1 人につき	7,560 円	(変更なし)
イ	5 割減額	被保険者 1 人につき	5,400 円	(変更なし)
ウ	2 割減額	被保険者 1 人につき	2,160 円	(変更なし)
介護分				
ア	7 割減額	被保険者 1 人につき	10,500 円	→ 10,710 円 (+210 円)
イ	5 割減額	被保険者 1 人につき	7,500 円	→ 7,650 円 (+150 円)
ウ	2 割減額	被保険者 1 人につき	3,000 円	→ 3,060 円 (+60 円)
軽減判定の変更				
5 割減額については、現在 2 人世帯以上が対象であるが、これまで軽減対象となる所得基準額の算定から除いていた世帯主を算定人数に含めることによって、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。また 2 割減額についても、軽減対象となる所得基準額を 3 5 万円から 4 5 万円に引き上げる。				

2 施行日

平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 6 年度以後の年度分の保険料について適用する。